

令和8年度県立びんご運動公園賑わい創出事業検討業務仕様書

1 目的

県立びんご運動公園（以下「当園」という。）において、10代から30代の若年層を主な対象として、新たなイベントを企画し、魅力ある公園として賑わい創出を図る。

2 委託業務名

県立びんご運動公園賑わい創出事業検討業務

3 委託業務期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 現状

当園には年間約55万人の方が訪れており、多くの方が平日の夕方や休日に運動施設を利用する目的で来園している。休日にはスポーツの大会等が頻繁に開催されており、夕方までは施設の利用が多い状況にあり、大型遊具も備え付けているため、こども連れの方も訪れている。

5 業務内容

受託者は、次に掲げる当園で行うイベント等の企画に関する業務を行う。

(1) 企画提案（企画提案書に記載の3案）※概算費用の算定を含む

(2) 調査

ア 現状整理

活用できる施設や設備の確認、地域への来訪者の状況、周辺施設

イ ニーズ調査・分析

住民、イベント事業者、観光客など関係者への聴取、聴取結果の分析

ウ 事例調査

イベントの参考となる、国内外の事例調査（デスク調査程度）

(3) 調査結果を踏まえた企画提案（2案程度）

(4) 企画の精査

上記(2)の調査結果の分析を踏まえた、ビジネスケースやプランの精査・詳細設計（1案程度）

(5) 報告書のとりまとめ

6 事業概要

(1) 方針

本事業は、当園の既存施設（陸上競技場電光掲示板、アリーナ）等を活用し、新たなイベント等を企画・実施することで、公園の魅力向上を図り、賑わいを創出する。

(2) 対象者

ア 10代から30代の若年層

イ 子育て世帯（未就学児又は学齢期の子供を持つ世帯）

(3) 内容

6(2)を主な対象者として企画する。また、陸上競技場電光掲示板などの公園施設を活用したイベントの企画を行うものとする。

なお、提案には陸上競技場電光掲示板を用いたイベントを1案以上、夜間のイベントを1案以上含めるものとする。

(4) スケジュール

年 月	内 容
令和8年 8月	企画提案及びニーズ調査の内容確認
令和8年 9月～10月	ニーズ調査・概算費用算出
令和8年 11月～12月	ニーズ調査結果の分析、企画提案
令和9年 1月	企画の実施に向けた精査・企画の決定
令和9年 2月	報告書とりまとめ

なお、令和9年度以降に実施する新たなイベントを企画するため、概算費用を10月末までに算定すること。

(5) 条件

ア イベントを実施する際は、指定管理者が主となり誘致・実施することとし、実現可能性、継続性、収支性などの面を踏まえた企画とすること

イ ニーズ調査・企画の決定においては、指定管理者の意向を踏まえること

7 企画提案書記載事項

(1) 基本方針

(2) イベント企画

県立びんご運動公園におけるイベント企画案を3案提案すること。

(3) 仮説の明示

提案する企画の実施により、なぜ対象者がイベントに参加するのか、その理由や動機についての仮説を明示すること。なお、仮説については(別紙様式①)にまとめること。

(4) 調査の実施方法

企画を精査するための調査について、以下を提案すること。

- ・意見聴取相手の選定方法
- ・実施スケジュール
- ・実施方法(ヒアリングやアンケート、グループディスカッション等)
- ・ヒアリング項目

(5) 企画の精査方法

(4)で聴取した意見を基に、実現可能性や継続性、収支性を踏まえたうえで、より多くの対象者の来園が見込める企画内容に磨き上げる方法を提案すること。

8 会場(使用可能な範囲)

県立びんご運動公園内の全施設。ただし、一部施設については指定管理者と協議の上、制限が設けられる場合がある。

9 使用可能な設備

県立びんご運動公園に備え付けの設備全般

例：スポーツ用備品、電光掲示板、ナイター照明等

10 会場の制約条件

- (1) 陸上競技場の天然芝部分については、管理面を考慮した使用条件とする。
- (2) 一般に公園内で禁止される行為を行うもの。ただし、火器の使用についてはこの限りではない。

11 成果品

- (1) 受託者は、成果品を県が指定する方法及び形式で提出すること。
- (2) 成果品は次のとおりとする。
 - ア 業務計画書（全体工程表、実施体制、役割分担、連絡体制を含む。）
 - イ イベント企画書（出演者・内容・進行・運営方法、ビジネスケースを含む。）
 - ウ 権利処理関係書類一式（利用許諾書、同意書等の写し。第三者権利物を使用した場合に限る。）
 - エ 実施報告書（業務実施概要、調査実施概要・結果及び企画への反映内容、イベント実施の課題と改善提案を含む。）

12 広報・出演者等の留意事項

- (1) 広報物の表現及び出演者等の起用に当たっては、公序良俗に反しないこと、第三者の権利を侵害しないこと及び関係法令を遵守すること。
- (2) 出演者、コラボ先、使用素材等に係る権利処理は、受託者の責任において行うこと。
- (3) 県が不相当と判断した場合は、受託者は県と協議の上、表現又は内容等を見直すこと。

13 その他留意事項

- (1) 著作権の譲渡等
本業務を実施するに当たり、受託者が納品した成果品（録音物、録画物、広報物デザイン、会場装飾類等）に係る著作権については、次のとおり取り扱う。
 - ア 受託者は、受託者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、成果品の著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を成果品の納品と同時に県に譲渡する。
 - イ 受託者は、受託者が従来から著作権を有する著作物について、県及び県から許諾を得た者に対し、利用を許諾する。
 - ウ 受託者は、成果品の作成において、第三者が著作権を有する著作物を利用する場合、当該第三者から、当該著作物に関し、県及び県から許諾を得た者による利用（改変及び二次利用を含む。）について、利用許諾（同意を含む。）を書面で得る。
- (2) 会場の使用条件
電源容量、搬入搬出経路、音量、照度、投影位置、避難経路、立入制限区域その他の施設条件について、指定管理者の意見を反映すること。
また、周辺道路に及ぼす影響についても考慮すること。

(3) 演出

演出を検討する際は、実施場所、投影範囲、明るさ、音量及び終了時刻等について、立地や指定管理者の意見も踏まえ、周辺環境への影響を考慮すること。

(4) 広報物・データ納品

広報物の納品は、印刷用データ及びSNS等の電子媒体用データを含め、県が指定する形式で行うこと。具体の形式（編集可能データ、画像・動画データ等）及び仕様は、業務計画に明記し、県の承認を得ること。

(5) 出演者等の起用及び広報表現

出演者、登壇者、インフルエンサー等の起用及び広報表現は、事前に県の承認を得ること。法令違反、公序良俗に反する表現、差別的表現又は炎上等のリスクが高いと県が判断した場合、受託者は協議の上内容を見直すこと。

(6) 疑義が生じた場合の取扱い

本業務の実施に当たり疑義等が生じた場合は、当課に確認し、協議の上決定した内容に基づき実施すること。